令和3年度 第2回「鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」議事録

- **1** 日 時 令和3年(2021年)12月14日(火)午後2時~午後3時45分
- 2 場 所 鎌倉商工会議所 301 会議室及びオンライン併用開催
- 3 出席者 協議会名簿のとおり(傍聴者なし)
- 4 会議次第
 - (1) 開会
 - (2) 議事
 - ア 前回協議会で指摘のあった事項への説明
 - (ア) 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業
 - (イ) 緑地維持管理事業·緑地維持管理計画推進事業、樹林維持管理事業
 - (ウ) 歴史的風致形成建造物保存整備事業
 - イ 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて
 - ウ 今後の取組スケジュールについて
 - (3) その他
 - (4) 閉会

5 配付資料

- 資料1 会議次第
- 資料2 委員名簿
- 資料3 鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会条例·施行規則
- 資料4 前回法定協議会議事録
- 資料 5 前回協議会で指摘のあった事項への説明資料
- 資料 6 計画変更 (案) への意見及び対応方針
- 資料7 計画変更(案)への意見反映箇所 新旧対照表
- 資料8 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更(案) 増補版
- 資料9 今後の取組スケジュールについて
- 資料 10 社会資本総合整備計画(街なみ環境整備事業・古都鎌倉地区)(案)

6 会議の概要

(1) 開会

事務局 ただいまから「令和3年度第2回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会」を開催する。本日の出席状況は、鎌倉風致保存会の村田委員と神奈川県文化遺産課の菅原委員が都合により欠席となり、総数17名のうち15名の出席となる。したがって、「本協議会の条例施行規則」第3条第2項の規定に基づき、委員の過半数が出席しており、会議が成立していることを報告する。

西村会長 本協議会は、鎌倉市歴史的風致維持向上計画の取組状況について、委員の皆さんと情報を共有するとともに、本協議会での議論や意見を踏まえながら、本計画の着実な推進を図っていくことを主たる目的として開催している。前回に引き続き、今回の協議会でも計画の変更(案)が主な議題とされているので、委員の皆さんに議論していただきたいと思う。はじめに、本日の会議の趣旨について、事務局から説明をお願いする。

事務局 資料1を用いて、本日の会議の趣旨について説明する。まず、2の(1)「前回協議会で指摘のあった事項への説明」では、前回の協議会で委員の皆様から意見をいただいた「ア 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」、「イ 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業、樹林維持管理事業」、「ウ 歴史的風致形成建造物保存整備事業」の3点について、それぞれの事業を所管する課から取組の状況を説明する。

次に、(2)「鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて」では、令和3年10月18日から11月16日まで行った変更計画(案)に対するパブリックコメント及び庁内意見照会等でいただいた意見と、それに対する回答及び対応方針について説明する。

最後に、(3)「今後の取組スケジュールについて」では、変更計画の国の認定に 向けた予定などについて説明する。以上で会議の趣旨についての説明を終える。

(2) 議事

ア 前回協議会で指摘のあった事項への説明

(ア) 人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業

西村会長 それでは、議題(1)の「前回協議会で指摘のあった事項への説明」について、 事務局から説明をお願いする。

事務局 初めに、「人と環境にやさしい徒歩と公共交通を中心としたまちづくり事業」についてだが、前回の協議会では、ロードプライシングの今後の見通しや、総務省との連携、パークアンドライドの進捗状況などについて意見をいただいていたので、これらの回答を、まちづくり計画部次長兼都市計画課交通政策担当課長の萩野谷から説明する。

萩野谷次長 資料 5 を用いて、ロードプライシングの検討状況、パークアンドライド、環境手 形の取組について説明する。

> まず、ロードプライシングの検討状況について説明する。休日を中心とした鎌倉 地域の渋滞を改善するためには、道路や駐車場の整備を進めるのが効果的であるも のの、自然環境・歴史的風土の保全などの制約があり、これ以上の整備は困難であ ることなどを踏まえると、ロードプライシングは有効な手法だと考えている。平成 25 年から具体的な検討を開始し、平成29年9月に「観光交通イノベーション地域」 の選定を受け、国土交通省等と検討を進めてきた。令和元年8月には総務省とこれ までの検討を踏まえた課金手法・制度案について意見交換も実施している。総務省 からは、市民を課金対象外にすることについて、公平性の観点から十分な整理が必 要、ETC での課金を「申告したとみなす」ということは問題、これを踏まえ ETC を 採用せず全員普通徴収になった場合、徴収コストが膨大になるなどの意見をもらっ ている。この総務省の意見なども踏まえ、令和2年1月に国土交通省へ技術面、制 度面の課題解決に向けた支援要望を出し、現在、国土交通省を中心に課金手法や制 度の検討を進めている。これらの方向性などがまとまり次第、交通計画検討員会・ 特別委員会等で審議のうえ、詳細な制度設計を実施予定である。また、令和3年4 月に内閣府に提出したスーパーシティの提案書においても、規制改革を提案してい る。ロードプライシングの導入にあたっては、パークアンドライドの拡充など、他

の交通施策を複合的に組み合わせることで、交通環境の改善を目指したいと考えているが、今後も市民や商業・観光などの関係者、沿線市町とも意見交換を行いながら、理解が得られるよう努めていきたいと考えている。

次にパークアンドライド、環境手形の取組について説明する。パークアンドライ ド、環境手形の取組については、鉄道、バス、駐車場の事業者と協賛店の方々の多 大な協力を頂きながら進めている。利用状況については、国道134号沿いの4箇所 のパークアンドライド駐車場の利用状況は、平成26年度の18,894台をピークに減 少傾向(令和元年度は 7,783 台、令和2年度は緊急事態宣言下における販売休止等 もあり、大幅減(1,412台))である。環境手形の利用状況は、平成29年度の25,903 枚をピークに減少傾向(令和元年度は18,095枚、令和2年度は緊急事態宣言下にお ける販売休止等もあり、大幅減(2,175枚))である。利用者の拡大に向け、これまで、 協賛店の増加や、江ノ島電鉄の駅での販売時間を早めるなど、利用者の利便性の向 上を図るとともに、雑誌での紹介などのPRも行ってきた。利用者を拡大させるに は、「認知度の向上」と「利用してもらうための工夫」が必要と考えている。現在、 デジタルを活用し、パークアンドライドでは、鎌倉へのルート検索した方などにプ ッシュ型で本取組を周知することや、環境手形では、江ノ電鎌倉駅などで販売して いる紙券に加え、WEB やスマホのアプリで購入できるよう電子化ができないか検討 を進めている。両施策とも鎌倉に来訪された方には WEB やスマホのアプリなどで観 光情報や協賛店の情報を提供し周遊してもらう取組ができないかも併せて検討して いる。なお、この電子化の取組により、利用実態(個人属性や行動範囲など)もある 程度把握できると考えており、これを基にターゲットを絞った効果的な広報活動を 行うための一資料になると考えている。これらの検討している取組については、実 証実験を行い、利用者や商業・観光・交通などの関係者からの意見なども頂きなが ら、改善し進めていく予定であり、引き続き協力を頂きたい。

最後に、今年度パークアンドライドの利用促進に向けた実証実験を実施したいと考えている。現在大学側と調整中のため、詳細な説明は資料をつけていないが、大学で作成し、運用している既存のアプリを活用して、モニターを募ってパークアンドライドの利用促進に係る実証実験を行う予定である。主な内容として、アプリにより、鎌倉に来るときに、鎌倉地域を目的として設定した場合にパークアンドライドの情報提供を行い、それによって利用が図れるか。帰りには出発時間ごとに所要時間を示して、例えば、今帰ったらこの位時間がかかるが、2時間後帰ったらこのぐらいの時間になるなど、行動変容ができないかという実証実験を行いたいと考えている。

西村会長たただいまの説明について意見や質問などあれば発言をお願いする。

波多辺委員 ロードプライシングの徴収の仕方についてだが、ETC も最新のものであれば追跡ができるが、最新のものでない場合が今後の問題である。また、徴収したお金の使い方についても非常に難しい問題があると思う。税金で作ったものに対して税金をかけて徴収をするので、税金の二重取りになる。それを何に使うかということを議論しなくてはいけない。きちんと全員から徴収できるのかなどの細かいところも非常に難しい問題がある。そのようなことを踏まえて総務省の理解を得られるのかを

考えていかなくてはならない。そのあたりの見込みについて現状でお話できることがあれば伺いたい。

萩野谷次長 指摘にあったように、全員から料金をとれるのか、ETC の最新を積んでいないのではないかという問題がある。また、そもそも ETC を使ったときに事前申告ということで設定をすることも問題なのではないかという指摘もいただいている。現在、国土交通省と課題について議論しているところであり、ある程度結果が出たらご報告したいと思うが、現段階で説明できるようなものはない。

西村会長 その他に意見や質問はあるか。

委員一同 意見等なし。

(イ) 緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業、樹林維持管理事業

西村会長 それでは、次の説明について事務局にお願いする。

事務局 次に、イ「緑地維持管理事業・緑地維持管理計画推進事業、樹林維持管理事業」 についてだが、前回の協議会では、災害の多発化を踏まえた緑地の維持管理の補強 や、山の管理をする人のマッチングなどについて意見を頂いていたので、これらの 回答をみどり公園課長の秋山から説明する。

秋山課長 資料5を用いて、説明する。緑地の維持管理というものが、昨今の重要課題となっているという認識を市としても持っている。現在「緑の基本計画」の改定作業を進めているが、その中でも、維持管理について重要なものと位置付けていくこととしている。資料6の3ページの「事務局からの回答」に記載している事業についてまずは説明し、その中で意見の6・7・8について回答したいと思う。

歴史的風致維持向上計画に位置付けている(又は位置付けを予定している)緑地の保全事業として、樹林維持管理事業、緑地維持管理事業、緑地維持管理計画推進事業、緑地保全事業がある。個別に説明すると、樹林維持管理事業については、歴史的風土保存区域及び近郊緑地保全区域等の良好な環境を守るため、該当地域を6分割し、毎年1地区を対象として所有者に代わり樹木の枝払い等を行っている。事務局からの回答においては3年1サイクルとしており、実際6年6分割して、毎年2地区を行っていくところだったが、新型コロナウイルスの影響から、事業の施行の抑制を行っており、ここ2年は毎年1地区としている。これを元に戻していくことを考えている。こちらは民有緑地に対して市が所有者の方に代わり行っているので、民地の所有者からの持ち出しはない。

次に、緑地維持管理事業について説明する。市有緑地(144 緑地、約 125 へクタール)において、落石防護工事や緑地の隣に住む方等からの受けた要望に対して危険木等の伐採等を行っている。令和3年度予算は6,600万円だったが、7月に大雨があったことから、9月に補正予算5,000万円ほどを上乗せして緊急パトロールを実施している。

次に、緑地維持管理計画推進事業について説明する。社会基盤施設マネジメント 計画というものがあり、高度経済成長期に整備した道路や下水道等インフラの更新 時期が重なり、費用確保が課題となっていることから、適切かつ持続的にインフラ を管理していく方針を定め、策定した計画である。その計画に緑地も含まれており、 予防保全と防災対策という視点から計画的に予算を平準化して、伐採や擁壁及びフェンス等の施設を更新していくという事業である。市有緑地 144 緑地のうち管理の優先度が高い 61 緑地を対象に年次計画をたてて進めている。

次に緑地保全事業について説明する。緑を良好な状態で将来の世代に継承することを目的として、市、土地所有者などが相互に協力することにより実施している事業である。個別に説明すると、保存樹木・保存樹林については、保存すべき樹木及び樹林を指定して、所有者に対して奨励金を交付している。対象は樹木が325本、樹林約237~クタール、令和3年度予算約1,300万円としている。緑地保全契約については令和3年度予算約815万円で、土地所有者と緑地保全契約を締結し、奨励金を交付している。

次に民有緑地維持管理助成事業について説明する。令和3年度に創設し、緑地を将来にわたり良好に保全するため、当該緑地の所有者に対し維持管理に要した費用の一部を助成するもので、助成率が維持管理費の1/2、助成費上限100万円である。資料6の3ページの事務局からの回答にもあるとおり、森林環境譲与税を活用している。森林環境譲与税は、森林は土地所有者のみに利益をもたらすものではなく、国民に広く恩恵を与えるという考えに基づき、森林整備等に必要な地方財源を確保する観点から創設された森林環境税の税収を森林環境譲与税として都道府県・市区町村へ譲与されるものである。譲与額は年々上がっていくが令和6年に2,200万円を最大額として鎌倉市は譲与を受ける。民有緑地維持管理助成事業の令和3年度予算は森林環境譲与税に3,000万円ほどの市予算を加えて約5,300万円としている。

次に、既成宅地等防災工事資金助成制度について説明する。歴史的風致維持向上計画の構成事業ではないが、昭和52年から行っている事業である。助成率は工事費の1/2で崖地の伐採工事、防災工事について助成している。伐採工事の助成上限額は100万円、防災工事の助成上限額は500万円である。民有緑地維持管理助成事業と既成宅地等防災行為資金助成制度を合わせて令和3年度の実績は、途中集計で伐採が約400本、枝払い約200本であり、令和元年の台風の被害については報告があるもので約500本倒木があったが、それと同じ位の本数を伐採できている。今後、年数を重ねていくごとに効果が上がることを期待している。

緑地管理の課題として、投資効果の向上(効果的な支援策の再構築)と緑の資源の有効活用(資源の循環の仕組み)がある。緑地所有者が土地の活用ができず、利益を生み出せないというのが鎌倉市の現状である。資料6の3ページの意見7に記載しているとおり、「林業をやっている方とマッチングができないか」という意見を頂いており、我々も緑の基本計画において、循環の仕組みを構築していくことを重要課題として取り組むこととしている。市から特定の業者を紹介することはできないが、そのような需要があることを確認したので、できることを検討していきたいと思う。また、課題については、担い手の育成(日常からの財産管理)がある。ボランティアやNPOと協働して取り組んでいるところだが、皆さんお悩みなのが、緑地の周辺に住んでいる方が、土地の所有者が分からず、連絡したくてもできないという問題を抱えている。町内会等で、遠方に住む緑地の所有者を把握していただくことや、日ごろから緑地について話し合っていただき、市が定期的にパトロールを

行うのは人員的にかなり難しいが、市が作成している緑地の整備方針に基づいて維持管理を行っていただくことや、市が相談を受けること、市の助成事業を活用していただくことはできる。維持管理の重要性の認知については、広報かまくら等で周知していきたいと考えている。

西村会長ただいまの説明について意見や質問があれば発言をお願いする。

小川委員 みどりのレンジャーというボランティアは、現在も活動を行っているのか。

秋山課長 NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーは、現在も活発に活動している。昨年、令和3 年緑化推進運動功労者内閣総理大臣表彰を受賞されている。鎌倉市とも協働という 形で委託等を受けていただいている。活動する方の高齢化が課題になっており、新たな担い手の育成が課題であると聞いている。

小川委員 いろいろなところで PR していただきたいと思う。若い方でも、森を大事にしなければならないという想いを持っている方が多いので、各町内会に配布できるようなパンフレットがあるとよい。鎌倉の緑をどのような形で守っていくか、いろいろな方法で PR することが大事である。

秋山課長 NPO 法人鎌倉みどりのレンジャーは、鎌倉市が行っている「みどりのレンジャー 講座」という啓発事業の卒業生が活動している。毎年啓発事業を続けているが、ボ ランティアリーダーがなかなか育たないという課題がある。啓発事業を続け、活動 される方の裾野を広げていくことや、他のボランティアの団体とも協働していきた いと考えている。

小川委員 声掛けがとても大事だと感じるのでこれからもお願いしたい。

西村会長 その他に意見や質問等あれば発言をお願いする。

田中委員 鎌倉の緑は住宅地に近い場所にあるので、昔は里山で木を薪にしたり、何かの形で利用したりしていたからこそ、良好な状態を保っていた。今はそのような需要もなく、鎌倉の山にはどこも葛がはびこり、台風の時に風を受けて倒木するというマイナスの循環になっている。手を入れていかなければ、樹林の保護及び存続はあり得ないという啓発や、どういうところに手を入れていくべきか、自分達でできるわけではないので、職人さんや業者さんに頼むという一連の流れがないと、ただ誘導だけでは進まないのではないか。被害を防ぐためには、一連の流れとしての重要性を周知する必要がある。手入れ及び倒木の際の撤去という一つの流れとして、有効な手当てを作り上げていく必要がある。5年・10年後の話ではなく、近々のうちにそれができないと鎌倉の緑の保全というのはこの先どんどん難しくなっていく現状にあると思う。

西村会長 積極的な維持管理のための施策が必要ではないかという意見であるが、事務局から回答をお願いする。

秋山課長 ご意見のとおり、昔は里山的な活用がされていたからこそ、被害が少なかったといえる。土地の所有者が分からず、倒木がそのままになっている緑地について、市が民有地に手を入れることができないことに対する厳しい意見をいただいている。ただ、令和3年度から始めた民有緑地維持管理助成事業については、今まで既成宅地等防災工事資金助成制度で崖地しか助成ができなかったが、平地においても助成ができるようになった。まだ、目に見えるような効果が出てきていないかもしれな

いが、民有緑地をお持ちの方に、助成事業を使っていただくように紹介している。 その他には、緑地維持管理相談専門委員という制度があり、自分の所有している森林をどのように維持管理すればよいか、緑地維持管理に関する知識や経験を持つ専門的な技術者が助言を行うという事業である。いろいろな意見を本日も頂いたので、緑地の維持管理について効果的な支援策の再構築を考えたい。

田中委員 相談したい方が市役所に行ったときには、関連する課への案内を潤滑にいくよう にしていただければよいと思う。

西村会長 今年度から始めた民有緑地維持管理助成事業については、森林環境譲与税を使っているという説明であった。新しい財源が生まれたので、そういう意味ではこれから注目されていくのではないか。ぜひこのような事例が鎌倉から広がっていくとよいと思う。

牧田委員 私は鎌倉風致保存会の評議委員をしているが、鎌倉風致保存会ではハイキングコースのパトロールを行っている。森林の維持活用という意味では、昔のような里山的な利用ができない中で、山の中に入ることによって、一般の人たちの理解を深め、環境を保全するという部分で貢献できると思う。行政だけでなく、みどりのレンジャー等の民間のボランティアの力を行政と協働で活用しながら進めていくということを前面に出した方がよい。

西村会長 官民協働ということをもう少し前面に出せばいいのではないかという意見であった。それが、まさしく鎌倉風致保存会のルーツである。

赤松委員 緑地の保全というのは、パークアンドライドの話と表裏一体であると思う。車を 置いて鎌倉を歩くことを推し進めるには、ハイキングコースの整備、鎌倉の魅力を 推し進めるために重要であると思う。パークアンドライドの税収の使い道を、歩く 方に充てていくこともあるのではないか。森林環境譲与税を民有緑地の維持管理に 充てるということは、すばらしいことだと思う。それを歩く観光地鎌倉から発信す ることは非常に意義がある。

西村会長 まずは緑の大事さを市民が自覚しないと、守ろうという気にならない。いろいろ な施策が関連しているのではないかという意見であった。

秋山課長 鎌倉市の大きなテーマである共生社会を目指すため、市としてもボランティアの 方の健康づくりにもなるのではないかと、連携の推進について、緑の基本計画で重 要施策としている。健康や福祉等の施策間の連携を目指していこうと思っている。

(ウ) 歴史的風致形成建造物保存整備事業

西村会長 それでは、次の説明について事務局にお願いする。

事務局 前回の協議会において、歴史的風致形成建造物保存事業について、歴史的な建造物を整備し、有効に活用してほしいといった意見を頂いたので、事業内容について説明する。まず、当該事業については、中間評価において重点化し推進する事業として位置付け、推進していくこととしている。鎌倉市歴史的風致維持向上計画では、6つの歴史的風致の一つである「別荘文化に由来する歴史的風致」に位置付けられている。鎌倉の別荘文化を現在に伝える建造物が市内各所に点在しており、その存続は鎌倉の魅力を向上させ、良好なまち並み景観を形成するために重要と考え

ている。市所有の歴史的建造物については、重点区域内にある市所有の歴史的風致 形成建造物及び候補が9施設ある。それらを中心に、保存活用に必要な耐震改修や 修繕等を行い、地域の理解を得ながら、施設公開等を進めていきたいと考えてい る。事業手法については、Park-PFI など官民連携による利活用などを検討してい きたいと考えている。施設整備により、公開活用を進め、鎌倉の歴史の周知と周遊 観光等につなげたいと考えている。

次に、市内各所に点在する歴史的建造物の多くは民間所有であり、構成事業の一つとして、景観重要建築物等助成事業が位置付けられている。ただし、建物の老朽化や相続等により、存続が困難となる事例がある。現在、都市景観条例に基づく景観重要建築物等への支援助成、現所有者と次の所有者をつなぐ橋渡し制度の創設、建築基準法第3条第1項第3号条例の活用等の検討、景観重要建築物等保全基金の運用、「かまくらのすてきなたてもののえほん」を発刊し、基金への寄附のPRを行うなど、様々な手法で、建物所有者や利活用の取組への支援などにより、施設の保存をしていきたいと考えている。

最後に、鎌倉は2022年大河ドラマ「鎌倉殿の13人」の舞台となる。現在、市内 商工業者などと協働して事業を推進するため大河ドラマ「鎌倉殿の13人」鎌倉市 推進協議会を立ち上げ、事業を進めているところである。大河ドラマ館の設置、イ ベント等の開催、周遊誘導(案内板等設置、モデルコース設定、マップ作成、混雑 情報発信等)、情報発信(大河ドラマ館公式サイト、鎌倉観光公式ガイド内特設サ イト等)、様々準備を進めているところである。以上で説明を終える。

西村会長 この説明について、意見や質問があれば発言をお願いする。

牧田委員 例えば文学館の場合は、来年度に耐震補強の工事が予定されており、利用ができているが、扇湖山荘については全く利用の目処がたっていない。民間企業の力を活用する形で施策を進めていかないと、今ある鎌倉の歴史的な建造物を今後維持するのは難しい。橋渡しを始めたのはいいことだと思うが、今ある資産をどのような形で利用できるか深く掘り下げていかないと、鎌倉の別荘文化を象徴するような建造物の存続は難しい。実行的な施策として、しっかり予算措置をして明確にしないと先が見えないと感じる。

事務局 市所有の歴史的建造物は既に文学館のように活用が進んでいるものと、扇湖山荘 のように暫定的公開としているものがある。歴史的風致維持向上計画の構成事業に も歴史的風致形成建造物保存整備事業として位置づけているが、中間評価を含めた 見直しの中で、財政的に難しいということもあり、新たに街なみ環境整備事業という国補助制度を活用する予定である。鎌倉文学館や御成小学校の旧講堂等の改修工事等については、工事費の 1/2 の補助を受けて進める予定である。

西村会長 街なみ環境整備事業を活用し、歴史的建造物の積極的な利用に活かしたいという のが、今回の計画の見直しの一つの趣旨である。

波多辺委員 大河ドラマに関する取組について、少し補足をしたい。大河ドラマ「鎌倉殿の 13人」鎌倉市推進協議会は、商工会議所の久保田会頭が会長となり、鎌倉市のみ でなく、県下全域で観光振興による地域の活性化を図るため、取り組んでいる。つ い先日、「北条義時と鎌倉がわかる」というムック本を市内の全ての小中学生約1 万6千人に商工会議所と推進協議会から配布した。このムック本は非常に分かりやすく、全てルビが振ってあり、鎌倉の歴史がよくわかる。大河ドラマを見た多くの方々が鎌倉を訪れることになると期待している。

田中委員 歴史的風致形成建造物保存整備事業について、修繕や維持管理に費用がかかるの は確かであり、一般の住宅と歴史的建造物を修理するのとは全く違う。京都のお寺 などは、海外のハイブランド等に場所を貸し、賃料を修理費に充てたりしている。 収入を得て、営繕修理に回すという方法を模索することが必要である。税収の問題 もあるが、今後はそのあたりを視野に入れていく必要がある。

大河ドラマについて、鎌倉市としては大河ドラマが終わったら息切れしてしまうのではなく、今後 10 年 20 年続いていくような観光政策の第一歩としての継続性が必要である。鎌倉の観光政策にとって、長期計画でプラスになるような第一歩にしていく必要がある。

- 波多辺委員 まさに、次につなげていかなければならない。 I T交通部会という部会が大河ドラマの推進協議会の中にあり、鎌倉を観光する際に役立つような仕組みづくりを併行して進めている。神社仏閣などを効率よく巡れるようなことを研究しながら、つなげていく作業をしているところである。大河ドラマが終わった後の観光につなげていく仕組みをつくっているところなので、期待していただきたい。
- 西村会長 歴史的建造物の保存整備だけでなく、ユニークベニューのようにソフト面で活用 の知恵が必要なのではないかという意見である。
- 事務局 ユニークベニューの取組としては、前回の協議会の追加意見として、小林副会長 から紹介していただいた。横浜の取組を含めて、小林副会長から紹介をお願いした い。
- 小林副会長 官民連携について、魅力がないとなかなか民の方が手を挙げてくれず、持続することが難しい。運用の面で何ができるかということを考えて打ち出していく必要がある。鎌倉市は歴史的建造物がたくさんあるので、優先順位を考えるのが難しいと思うが、継続的に続けてほしい。ユニークベニューについて、鎌倉で行っているのは知っているが、横浜でも取組を行っている。遺跡がある公園でマルシェを開いたり、映画の上映を行ったり、継続的に訪れてくれるきっかけづくりになる。個別に行うのではなく、せっかくたくさんの歴史的建造物が一所にまとまって、歩いて行けるような素晴らしい立地にあるので、例えば連携して、同じ日にいろいろなイベントを街ぐるみで開催するということも視野に入れて活用を考えると、今後の展開として、鎌倉市の魅力につながるのではないかと思う。前回の協議会で、エコミュージアムという話が出ていたが、エコミュージアムは基本的に地域全部を見せるということなので、地域住民の方みんなが、いわば学芸員になる。地域ぐるみで活用を進めていくためにも、鎌倉の歴史や歴史的建造物、文化財の魅力を伝えていける機会ができるといいと思う。
- 牧田委員 ユニークベニューに関連して、鎌倉市の文学館を指定管理で運営している鎌倉市芸術文化振興財団の中のひとつの事業を紹介したいと思う。今年で16回目になる鎌倉芸術祭というイベントがあり、コロナ前までは各寺社仏閣を舞台として展示会やコンサートを行ったり、円覚寺の選仏場で鎌倉彫の展示会をしたり、活動を続け

ている。ここ2年はコロナの影響もあり、なかなか十分な活動はできていないのと 資金的な支援がなく、十分なことはできないが、今後は歴史的建造物をどのような 形で活用できるかということが一番のキーポイントになる。鎌倉芸術祭は、改善点 もたくさんあるが、16 回続いてきたというのがとても大事で、16 年前からそうい う視点で、文化財を多くの方に触れていただきたいということを目的にやってきた ことが評価できる。行政の方にもう少し理解をしていただき、協力をしていく意識 を持っていただきたい。鎌倉は従前から、そういうことをする精神的な風土があっ たと思う。それを改めて磨いて、今後につなげていけるように、それを行政が主導 して官民連携しながら進めていく姿勢を明確に打ち出していただきたい。

西村会長 既に様々な取組があるのだということを紹介いただいた。

小川委員 扇湖山荘について、とても素敵な建物で、後世に残すための修繕が必要不可欠で あると思う。不特定多数の方が利用することに対して、近隣に配慮をする必要があ り、話が前に進まないという話がある。実際はどうなのか。

事務局 歴史的建造物の活用については、市街化調整区域や第一種低層住居専用地域等の 用途の制限が厳しい場所にあることが、鎌倉の場合多い。地域住民の理解を得なが ら施設公開や活用を取り組む必要がある。近隣住民の同意を得て、時間や日数を制 限しながら活用している施設もある。そのような点も含めて検討を行う必要があ る。

田中委員 極楽寺は山に閉ざされた小さなところだが、地域の八百屋が3年程前に閉店してしまった。近隣のお年寄りも鎌倉駅周辺や稲村ヶ崎駅周辺まで行かないと野菜が買えない状況であったが、今年になっていろいろな話の中で、葉山や横須賀の小中規模の農家から、朝に野菜を仕入れ、お寺の駐車場で昼前から午後3時頃まで売っている。ハウスがない農家なので、季節の野菜しかないが、お年寄りに喜んでいただいており、地元の人に足を運んでもらうきっかけができた。この様な地域の人に足を運んでもらうイベントを開き、実際に歴史的建造物の建物外観だけでなく内部も見ていただき、修繕が必要ということを肌で理解してもらう。そのような違う視点からのアプローチの働きかけというのも有効ではないかと思うので、参考にしていただきたい。

西村会長 よいアイデアだと思う。地元の方に貢献できることを行えば、地元の方も喜んで もらえるという意見であった。

イ 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて

西村会長 次の議題の鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直しについて、事務局から説明を お願いする。

事務局 資料6を用いて、議題(2)「鎌倉市歴史的風致維持向上計画の見直し」について 説明する。

> まず、前回協議会の後に追加で頂いた意見と回答の考え方を説明する。資料6の 1ページ目だが、市内の博物館や美術館、図書館等の連携について、ユニークベニュー・イベントの実施や、民間事業者の力を借りることで、連携の強化を推進してほしいといった意見、また、風致保存会の事業概要について表現の修正などの意見

があった。なお、いずれの意見も変更案の修正に反映するものはない。

資料6の2ページから4ページ目については、参考として、前回の法定協議会で 委員の皆様からいただいた意見と回答及び対応方針をまとめている。

次に、変更計画(案)に対するパブリックコメントで市民からいただいた意見と、それに対する回答及び対応方針について、資料6の5ページから6ページを用いて説明する。市民意見の提出者は2名(市内の社寺、市民)で、意見は4件である。1件目は、古都保存法の規制のかかる樹林の維持管理についての意見で、「台風リスク等により、ますます緑地管理が大切になるが、所有者に責任や負担をおしつけ、行政は最低限の関わりしかもたない。間違っていると考える。」といった意見に対して、市も、樹林地の安全性の確保と緑地保全の担い手の確保が課題と考えており、土地利用に制限がかかる民有樹林地において樹林維持管理事業を行うほか、民有樹林地の維持管理への助成等市独自の支援の拡充に努めていることを説明し、御理解と御協力をお願いしたいとしている。2件目は、交通マネジメントについての意見で、「土日祝日の江ノ電等の混雑緩和のため、散策マップの作成と電子化等をしてほしい」といった意見に対して、交通機関等の混雑回避や観光客の分散化を目的とした市の散策用マップの作成、実証実験などの取組について説明している。3件目は、「長公职から鎌倉本化までの県道の共道整備」についての意見で、県道東側の東道

「長谷駅から鎌倉大仏までの県道の歩道整備」についての意見で、県道裏側の市道の歩行者優先道路化についての市の取組の状況を説明し、今後の取組への理解をお願いしている。4件目は、市内の博物館等の連携活用についてで、鎌倉国宝館と鎌倉歴史文化交流館の入館者を増やすための市の取組について説明している。以上4件だが、いずれの意見も変更案の修正に反映するものはない。なお、パブリックコメントで得られた意見と回答については、本協議会で確認後、市のホームページで公開する予定である。

次に、パブリックコメントにあわせて、市役所の庁内で意見募集を行った結果、得られた意見及び対応方針について資料6の7ページから8ページを用いて説明する。意見は4課から5件あった。1件目・2件目は、鎌倉国宝館や鎌倉歴史文化交流館を所管する生涯学習課からで、事業名称の変更と、事業が「歴史的風致の向上に寄与する理由」の変更についてである。3件目は、地域共生課からで、増補版への記載の追加等についてである。4件目は、扇湖山荘や旧長谷子ども会館などの市所有の歴史的建造物の利活用の実施を所管する公的不動産活用課からで、「歴史的建造物に関わる土地利用や建物利用に当たっては、土地利用等に関わる条例の緩和も併せて検討すべき」との意見に対して、当該計画でも歴史的建造物の利活用に関連する制度等の弾力的な運用について記載しており、今後庁内調整を図っていきたいことを説明している。5件目は、道路の美装化事業を所管する道路課からで、今回、事業内容の直しを行う、「歴史的遺産をつなぐ散策路等整備事業」の進め方についての意見で、複数の関係課があることから、考え方を共有し、連携して取り組んでいきたいことを説明している。なお、これらの意見のうち変更案の修正に反映したものを資料にハッチングしている。

以上説明した意見に対する変更計画(案)の修正については、資料7の「意見反映箇所 新旧対照表」のとおりである。また、意見反映後の変更計画(案)は、資

料8の「鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更(案) 増補版」となる。今回の修 正部分をアンダーラインで示している。以上で議題(2)「鎌倉市歴史的風致維持向 上計画の見直しについて」の説明を終える。

西村会長 この説明について、意見や質問があれば発言をお願いしたいが、その前に、本日 欠席されている村田委員から意見が届いていると聞いている。事務局から紹介して いただきたい。

事務局 本日欠席の村田委員から、事前に意見を頂いているので、概要を紹介する。意見は3件である。一つ目は、来年始まる大河ドラマについての冊子を入手したところ、関係する社寺が市内全域に散らばっていたので、マークを作成し、関連施設に共通して掲示すれば、観光客に分かりやすくて良いのではないかというもの。二つ目は、旧鎌倉地区の地図の中に、時代ごとに色分けして着色し、鎌倉時代以前から戦後までの開発の順番が分かるように塗り分けた看板を作成し、鎌倉駅前に掲示すれば、地域ごとの雰囲気を理解するのに役立つのではないかというもの。三つ目は、先日、市内大町で大きな火災が起きたことを踏まえ、町内会ごとに消火栓マップを作成し、地域の掲示板に掲示してはどうかというもの。なお、いただいた意見については、それぞれの所管課(大河ドラマ担当、総合防災課)に伝えている。以上で村田委員からの意見の紹介を終える。

西村会長 村田委員の意見について、実務的に対応し、変更案の修正に反映するものはでは ないということである。事務局からの説明について、意見や質問があれば発言をお 願いする。

委員一同 意見等なし。

西村会長 鎌倉市歴史的風致維持向上計画の変更案について了承するということでよいか。

委員一同 了承する。

西村会長変更案が了承されたので、今後の手続きについて進めていただきたい。

ウ 今後の取組スケジュールについて

西村会長 次の議題の今後の取組スケジュールについて、事務局から説明をお願いする。

事務局 それでは、議題(3)「令和3年度の取組にスケジュール」について資料9を用いて説明する。計画の見直しについて、本日の法定協議会で意見をいただいた後、変更計画を決定し、国に認定申請を行い、令和3年度内の国の認定に向けて手続を進める。

「社会資本整備総合交付金/街なみ環境整備事業」の活用について、資料 10 の社会 資本総合整備計画(案)に位置付ける 10 の事業について、令和 4 年度から令和 7 年 度を事業期間として国の補助金を得ていくことを予定し、国に要望書の提出などを 行っていく。

歴史的風致形成建造物の指定については、指定が建築物の改修等に国の支援を得る要件となることから、令和3年度は「旧諸戸邸(旧長谷こども会館)」を指定することとし、事務を進める。

進行管理評価については、毎年度実施する必要があり、令和3年度も関係部局の協力を得て実施していく。なお、今後の進行管理についても、庁内の検討部会等で

調整を行った後、本協議会で意見をいただく中で、事業評価を進めていきたいと考えている。以上で議題(3)令和3年度の取組スケジュールの説明を終える。

西村会長事務局からの説明について、意見や質問があれば発言をお願いする。

委員一同 意見等なし。

(3) その他

西村会長 その他について、事務局からの説明をお願いする。

事務局 本日頂いた意見等を踏まえ、今後、変更計画の令和3年度内の国の認定に向けて、 必要な手続を進めていく。なお、次回の協議会について、令和4年3月頃の開催を 予定している。議題として、令和3年度の進行管理評価の結果について、審議して いただく予定である。

西村会長 以上で、本日の議題はすべて終了だが、全体を通して、何か意見や質問があれば、 発言をお願いする。

委員一同 意見等なし。

(4) 閉会

西村会長 令和3年度第2回鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会を閉会する。

以上

鎌倉市歴史的風致維持向上計画協議会名簿

委員(敬称略)

	区分	氏名	役職等	出欠
1	学識者	赤松 加寿江	京都工芸繊維大学准教授	0
2		○小林 紀子	横浜市歴史博物館主任学芸員	0
3		◎西村 幸夫	国学院大学教授	0
4	関係社寺	田中 密敬	極楽寺住職	0
5		阿久津 卓也	鶴岡八幡宮庶務課長	0
6	市民	大木 淳	公募	0
7		岡 由雨子	公募	0
8	- 関係団体	村田 佳代子	公益財団法人鎌倉風致保存会常務理事	_
9		小川 サヨ子	公益財団法人鎌倉市公園協会理事	0
10		牧田 知江子	公益社団法人鎌倉市観光協会専務理事	0
11		波多辺 弘三	鎌倉商工会議所専務理事	0
12	関係機関 (神奈川県)	齋藤 貫	県土整備局都市部都市整備課長	0
13		菅原 一郎	教育局生涯学習部文化遺産課長	_
14		峯村 徹哉	県土整備局藤沢土木事務所長	0
15	鎌倉市	佐々木 聡	教育文化財部長	0
16		能條 裕子	環境部長	0
17		吉田 浩	都市景観部長	0

◎:会長 ○:副会長

事務局

区分		氏名	役職等	出欠
1	· · · · · ·	杉浦 康史	都市景観部次長	0
2		奥山 信治	都市景観課長	0
3		前田 信義	都市景観課風致担当係長	0
4		藤原 一成	都市景観課風致担当係長	0
5		白土 理恵	都市景観課風致担当主事	0
6		(臨時) 萩野谷 幸男	まちづくり計画部次長兼都市計画課担当課長	0
7		(臨時) 秋山 崇	都市景観部みどり公園課長	0